

政令第 号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第 号）の一部の施行に伴い、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第五条の三第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）の一部を次のように改正する。
目次中「第二条の四」を「第二条の五」に改める。

第二条の四第五号ト中「次条第三号」を「第三条第三号」に改め、第一章中同条の次に次の一条を加える。

（廃棄物処理施設整備事業）

第二条の五 法第五条の三第一項の政令で定める事業は、次のとおりとする。

一 地方公共団体が行う廃棄物の処理施設（公共下水道及び流域下水道を除く。第五号において同じ。）の整備に関する事業

二 法第十五条の五第一項の規定による指定を受けた廃棄物処理センター（以下「センター」という。）

が法第十五条の六の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

三 広域臨海環境整備センターが広域臨海環境整備センター法（昭和五十六年法律第七十六号）第十九条第二号の規定により行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

四 日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の規定により行うポリ塩化ビフェニル廃棄物（ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成十三年法律第六十五号）第二条第一項に規定するポリ塩化ビフェニル廃棄物をいう。）の処理施設の整備に関する事業

五 民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成十一年法律第一百七号）第二条第五項に規定する選定事業者が同条第四項に規定する選定事業として行う廃棄物の処理施設の整備に関する事業

六 前各号に掲げる事業に附帯する事業であつて、前各号に掲げる事業と一体となつてその効果を増大させるもの

第四条第九号中「（昭和五十六年法律第七十六号）」を削る。

第四条の五第九号中「（平成十三年法律第六十五号）」を削る。

第八条の二中「法第十五条の五第一項の規定による指定を受けた廃棄物処理センター」（以下「センター」という。）を「センター」に改める。

附 則

1 この政令は、公布の日から施行する。

2 平成十六年三月三十一日までの間は、この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第二条の五第四号中「日本環境安全事業株式会社が日本環境安全事業株式会社法（平成十五年法律第四十四号）第一条第一項の規定」とあるのは、「環境事業団が環境事業団法（昭和四十年法律第九十五号）第十八条第一項第六号の規定」とする。